

「ねんきん定期便」（ハガキ）の見方 年金受給者の方

a	1. これまでの保険料納付額（累計額）					
	(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)		円			
	(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)					
	一般厚生年金期間		円			
	公務員厚生年金期間		円			
	私学共済厚生年金期間		円			
	(1) と (2) の合計		円			
b	2. これまでの年金加入期間					
	国民年金 (a)		船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
	第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者				
月	月	月	月	月	月	
厚生年金保険 (b)					月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月		月	
c	お客様のアクセスキー					
※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3ヶ月です。						
d	右のマークは 目の不自由な 方のための 音声コードです。					
						

a 1. これまでの保険料納付額（累計額）欄

◆ 「(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）」欄

下記の条件で、加入当時の保険料額を基にしています。

- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基にしています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基にしています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基にしています。

◆ 「(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）」欄

下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じています。

各欄共通

- ・被保険者負担額のみです。

※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めます。

被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げています。

「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基にしています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いています。

「公務員厚生年金期間」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

b 2. これまでの年金加入期間

◆ 「国民年金 第1号被保険者」欄

- ・保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
- ・保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

◆ 「国民年金 第3号被保険者」欄

- ・第3号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

◆ 「合算対象期間等」欄

- ・「合算対象期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。
- ・「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、以下の合算対象期間の月数を表示しています。

任意加入未納月数

- ・国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間の月数。

特定期間月数

- ・国民年金の切替の届出（3号から1号）が遅れたことにより、時効によって保険料を納めることができなくなった期間のうち、「特定期間該当届」をご提出いただいている期間の月数。（昭和61年4月から平成25年6月までの期間に限る）

c お客様のアクセキー

- ◆「ねんきんネット」のユーザIDを取得する際に使用する17桁の番号です。この番号を使用してユーザID発行申込みをしていただくと、即時にユーザIDが取得できます。

d 音声コード

- ◆「ねんきん定期便」には、ご自身の年金加入記録に関する情報を収録した音声コードを印刷します。
- ◆この音声コードの内容は、専用読み取り装置、携帯電話、スマートフォンで読み取ることによって、ご自身の年金加入記録を音声で聞くことができます。

e 照会番号

- ◆「ねんきん定期便」「ねんきんネット」専用番号に照会する際に使用する問い合わせ番号を表示しています。
- ◆共済記録をお持ちの方は、加入者番号を表示します。共済記録については、加入者番号を使用して各共済組合にお問い合わせください。

f お客様へのお知らせ

お客様の状況に応じた必要な年金に関する情報を個別に表示します。

g 国民年金（第1号・第3号）納付状況

以下の内容が表示されます。

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。（国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。（または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。）
確認中	「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月の表示です。（表示している最終年度の最終月のみ表示されます。）
3号	国民年金の第3号被保険者として登録されている月の表示です。
全額免除	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半額免除	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半額未納	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3／4免除	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている月の表示です。
3／4未納	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1／4免除	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている月の表示です。
1／4未納	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特	学生納付特例制度の適用を受けている月の表示です。
猶予	納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
産前産後	国民年金保険料の納付が産前産後期間により免除されている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった月の表示です。

h 加入区分

◆加入区分は加入制度をカッコ書きで表示しています。

- (厚年)：厚生年金保険、(基金)：厚生年金基金、(船保)：船員保険、
- (公共)：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）、(私学)：私立学校教職員共済制度

◆加入区分が(厚年)、(基金)または(船保)の場合

- ・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を表示しています。

◆加入区分が（公共）の場合

- ・育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- ・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算して表示しています。

◆加入区分が（私学）の場合

- ・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

i 標準報酬月額・標準賞与額・保険料納付額

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

以下、民間の会社にお勤めされている場合を例に、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

◆「標準報酬月額（千円）」欄

- ・標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- ・標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は8万8千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。
- ・年金額を計算する際の基になる標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に再評価率を乗じた額となります。

＜参考①＞標準報酬月額を決定する時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、以降は以下に示す時期の報酬を基に、毎年改定します。

平成14年度まで	5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年10月から適用します。
平成15年度から	4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年9月から適用します。

このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

＜参考②＞標準報酬月額の決定の基となる報酬

標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。

報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの隨時に支払われるものは含めません。

◆「標準賞与額（千円）」欄

- ・標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- ・標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円で決定しています。
- ・平成15年4月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。

※平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはなりません（標準賞与額とはならない）。

◆「保険料納付額」欄

厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。